

1. 多死社会、大量相続時代の到来を見据えた財産管理の対応策は万全か（表題登記の義務とは）

進展する一層の高齢化は、死亡者数の急増に伴い、近い将来、大量相続時代を迎えると予想されている。今後、所有者不明の空き家等が加速するというリスクに備えるべき時期にきていることから、財産管理の対応策を問う。

- ① 所有者不明地等の固定資産税の課税実態及び徴収状況は。
- ② 町道235号線拡幅事業に伴う、共有地となっている用地取得の進捗状況は。
- ③ 河川法や下水道法など河川管理に関する法律の適用がない「水路管理」の実態は。（町の管理に属する水路等以外）
- ④ 所有者不明地の公共的な利用にあたり、不在者財産管理制度・相続財産管理制度といった民法や土地収用法などで用意されている既存制度の活用を。
- ⑤ 登記簿や固定資産税課税情報などの情報を一元化し、所有者の検索を円滑に行えるよう環境の整備、推進及び国、県への要望の実施を。
- ⑥ 日本では、保存登記が義務化されていない。所有者の責務を明らかにした周知を行うとともに、どうしても所有者が管理できない場合には放棄・寄付といった受け皿を。
- ⑦ 地籍調査の推進（全国平均51%・本町45.12%、2ヵ年事業で51%～75%を目標に）。様々なトラブルに対応するには、官民査定の更なる積極的な推進が必要不可欠では。